

県南広域振興局長告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年9月22日

県南広域振興局長 小 島 純

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372300111	社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市社会福祉協議会指定石鳥谷訪問介護事業所	花巻市西宮野目第6地割97番地1	令和5年9月30日

2 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360590012	一般社団法人花巻市医師会	花巻市医師会訪問看護ステーション	花巻市南万丁目970番地5	令和5年9月30日
0372400275	医療法人協和会	さわうち協立訪問看護ステーション	和賀郡西和賀町沢内字新町4地割16番地1	〃

3 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312410467	医療法人協和会	さわうち協立診療所	和賀郡西和賀町沢内字新町4地割16番地1	令和5年9月30日